

## 新城市地域公共交通会議が実施するバス運行に関する委託業者選定要領

### 1 趣旨

この要領は、新城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）が発注する業務において、総合評価落札方式によって業者を選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務の範囲

交通会議が発注するバス運行及びバス運行に関連する委託業務とする。

### 3 受託候補者の選定

委託業務に関して必要な資格を有する者を以下の通り定め、受託候補者とする。

- (1) 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業を既に営んでいる者。もしくは、運行開始予定日までにその許可を取得可能な者（新城市地域公共交通会議の議決を受けた許可申請を前提としてよい）。
- (2) 新城市競争入札参加資格審査申請要領に基づく、新城市入札参加資格者名簿に登録された者、もしくは提案書提出日までに登録が可能な者。
- (3) 新城市内もしくは隣接市町村に営業所（運行管理者および整備管理者が常駐する）を有するかもしくは運行開始予定日までに設置可能な者。

### 4 参加依頼書と参加意向の確認

受託候補者のうち新城市内に既に存在する事業者に対しては、提案協議に参加を依頼する「委託業務にかかる提案協議への参加依頼書（様式1）」を送付する。参加の意思がある者は、「参加確認書（様式2）」により当該委託業務の参加・不参加を回答するものとする。なお、不参加の意思を表明した者に対し、その後の業務委託における受託候補者選定に不利な取扱いをしないものとする。また、提出期日を過ぎても意思表示のないものについては、参加の意思はないものとする。また、参加依頼書は愛知県バス協会および愛知県タクシー協会にも送付するとともに、市ホームページにて公開する。

### 5 見積金額及び提案書の提出

受託者候補者は当該委託業務の請負金額及び、交通会議が指定する項目に関する提案書を提出期限までに作成し交通会議の事務局に提出する。

### 6 予定価格

予定価格は事前に公表することとし、予定価格以内の見積もりを提出した者につき採点する。

### 7 見積金額及び提案書の評価方法

#### 1) 得点配分

- ・ 価格要素得点 50点
- ・ 非価格要素得点 50点

各項目の配点は得点配分表（別表1）のとおりとする。

## 8 採点方法

採点は加算方式とする。価格要素の得点及び非価格要素の得点を加算し、最高得点者を受託者とする。

なお、運行管理体制・車両整備体制および事故時の損害賠償能力については配点は行わないが、国土交通省から運行許可を得られる条件を満たしていない事業者については委託事業者として選定しない。

## 9 採点者

提案書の採点は、交通会議の事務局長が指名する3名以上の者によって行う。

## 10 採点基準

採点は「新城市地域公共交通会議が実施するバス運行に関する委託業者選定採点基準」に定められた総合評価方式によって公平に行う。

## 11 審査結果通知

交通会議は、提案書の審査が終了したときは、参加者全員に審査結果を通知するものとする。

## 12 受託者の資格喪失

提出された書類に虚偽の記載があったときは、受託の資格を失う。

## 13 その他

提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

提出された提案書等は返却しない。

## 別表1 得点配分表

### 【価格要素得点】

見積もられる金額	50点
----------	-----

### 【非価格要素得点】

類似の運行実績		5点
安全確保策	国土交通省による処分状況（重大事故等）	5点
	実施体制（人員配置等）	5点
	予備車両の準備	5点
	災害発生時等緊急時対応能力	4点
旅客の利便確保策	乗務員等の指導・サービス向上体制	5点
	高齢者・障害者等への配慮	5点
	利用者への情報提供体制	3点
	利用者増加策として考えていること	5点
	その他、市への提案	5点
環境保全への取組み	低公害車の導入状況・省エネルギーへの取組み	3点

この要領は、平成20年4月25日から施行する。